

## 浪江町農業委員会総会議事録 (令和5年11月定例会)

1 開催日時 令和5年11月20日(月)午後1時30分から午後3時15分

2 開催場所 浪江町地域スポーツセンター 会議室

3 出席委員(8人) 欠席委員(3人)

|         |     |        |     |
|---------|-----|--------|-----|
| 会長      | 4番  | 佐々木 茂夫 | (出) |
| 会長職務代理者 | 1番  | 原田 良一  | (欠) |
| 委員      | 2番  | 鈴木 敬二郎 | (出) |
|         | 3番  | 山本 幸一郎 | (出) |
|         | 6番  | 小澤 英之  | (出) |
|         | 7番  | 柴野 正男  | (出) |
|         | 8番  | 菅野 富美恵 | (出) |
|         | 9番  | 中野 弘寿  | (出) |
|         | 10番 | 紺野 宏   | (欠) |
|         | 11番 | 神長倉 正満 | (出) |
|         | 12番 | 若月 芳則  | (欠) |

4 出席農地利用最適化推進委員(11人)

|         |       |        |       |
|---------|-------|--------|-------|
| 幾世橋地区担当 | 木村 耕治 | 津島地区担当 | 木幡 一郎 |
| 幾世橋地区担当 | 上田 順一 | 津島地区担当 | 関場 健治 |
| 請戸地区担当  | 脇坂 薫  |        |       |
| 請戸地区担当  | 荒川 勝己 |        |       |
| 大堀地区担当  | 遠藤 定郎 |        |       |
| 大堀地区担当  | 桑原 泉  |        |       |
| 苅野地区担当  | 藤田 一宏 |        |       |
| 苅野地区担当  | 田中 静夫 |        |       |
| 苅野地区担当  | 高田 秀光 |        |       |

5 議 事

|       |                                     |    |
|-------|-------------------------------------|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(使用貸借権設定)    | 5件 |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(地上権設定)      | 7件 |
| 議案第3号 | 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(地役権設定)      | 1件 |
| 議案第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(使用貸借権設定) | 7件 |
| 議案第5号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(所有権設定)   | 2件 |
| 議案第6号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(地上権設定)   | 2件 |

6 事務局職員

|       |        |
|-------|--------|
| 事務局長  | 金山 信一  |
| 事務局次長 | 渡邊 啓一  |
| 事務局係長 | 半杭 めぐみ |

議長

それでは、只今より 11 月定例会を開会いたします。  
ただいまの出席委員数は 8 名でございます。また、推進委員数は 11 名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。  
まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり 8 番菅野委員および 9 番中野委員にお願いいたします。  
本日、営農型発電設備の設置の議案が複数ありますので、同一の申請地に関する議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、同一の申請地における議案は一括審議することとします。  
それでは、議案の審議に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定 1 番及び議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定 1 番並びに議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件使用貸借権設定 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書にて説明)

本件は 7 月の定例会において、継続審議となった営農型発電設備を設置する事案です。継続審議となった理由は、当該申請地は従来より排水性に問題があり、〇〇〇の営農計画ではパネルの下での適切な営農の確保に懸念があるということでした。その後、排水対策や植栽計画の見直しを行っていましたが、当該事業者の他市町村で許可を得た営農型発電設備の事案について、ヒサカキの定植が計画通り実施されておらず適切な営農が確保されていないことを福島県から指導があり、改善されるまで福島県は新規の申請を受け付けないとしていたため審査が保留になっておりました。10 月中旬に福島県から指導があった箇所について、定植を終えたことが確認されたことから、県から審査を再開するとの連絡がありましたので、今回改めて審議いただくものです。

また、今回、〇〇〇のグループ会社である〇〇〇より営農型発電設備の設置に係る申請を 7 件受けていますので、共通する資料を議案書とは別に「〇〇〇の資料」としてお送りしています。こちらに 3 条の申請書の別紙である農地所有適格法人としての事業の状況や営農計画、パネルの下でヒサカキが栽培できることについての根拠資料などをまとめておりますので、ご確認いただければと思います。

申請地の位置については 4-10 ページをご覧ください。当該地は周辺を河川や山林、宅地等に囲まれている小集団の生産性の低い農地ですので、農地の種類は第 2 種農地と考えられます。5 条の添付書類については 7 月に審議いただいたものと変更ありませんので、説明を省略させていただきます。

排水対策等についてはページが前後して申し訳ありませんが、3 条の営農計画書の方に添付しておりますので、1-13 ページからとなっております。排水管へ水が流れるよう水路を掘ること、定植の際は畝を作ることなどが記載されております。

本案件は、議案 1-1、2-1 については当委員会が許可権者となりますが、議案 4-1 については福島県知事が許可権者となりますので、当委員会の意見を

付して福島県へ進達するものとなります。また、議案 2-1 の区分地上権については議案 4-1 の一時転用の許可とあわせる必要がありますので条件付きの許可ということになります。  
説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明についてですが、所有者の〇〇氏及びパネルの設置者になる〇〇〇への聞き取りについては、内容が以前審議した際と変わりませんので省略し、営農者である〇〇〇からの聞き取りのみとしております。それでは地元推進委員の説明をお願いします。

木村推進委員 幾世橋担当の木村です。今、事務局から説明が細かくありましたので簡潔に話したいと思ひます。継続審議ということで、これ全て改善されたものであり、14 日の日ですけれども、会長はじめ中野委員、山本委員、事務局と、〇〇〇担当者と現地を確認してまいりました。今回の申請地からですね、道路の下に 10 センチのパイプが通っておりまして、そこから排水は流されていくということを確認しております。その他自然浸透という排水では大丈夫と判断されたためにですね、特に問題ないと思ひれますので審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

中野委員 9 番中野です。今月 14 日ですね。委員長はじめ山本委員、事務局、渡邊補佐、半杭係長と行ってまいりました。これも前回、たまたま前回の立ち合いも私なんですね。今木村委員さんからあったように排水路。排水路は現実には元用水路として使っていて、田んぼの、南側の田んぼに行くように用水と排水を今回言っているようです。鉄管の約 10 センチぐらいかな、その東側に以前は排水路があるよといったのが確認できなかったの今回この排水ということで確認したということで、本来営農の計画から言っ、あのぬかるところは大丈夫なのかなと心配はございますけれども、私としてはいかなものかという感じでございます。以上です。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了しました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

始めに、議案第 1 号 1 番についてですが、先行事例のヒサカキの営農状況や当該法人がヒサカキの収穫や販売に関して実績が無いことなどを踏まえ、権利を設定する農地の全てを効率的に利用することが可能か、また、周辺の営農環境へ支障を及ぼさないような管理が可能かという点で懸念があるため、ヒサカキの生育状況や当該法人の農地の管理について一定の期間注視する必要があります。確認できる段階で問題が無いか改めて判断する必要がありますことから、使用貸借権の設定期間を 3 年間とすることが妥当と考えますが、賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 1 号 1 番については権利設定の期間を 3

年とすることで承認を与えます。

つづきまして、議案第2号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第2号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第4号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第4号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定2番及び議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定2番並びに議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定 2番について、事務局の説明を求めます。

小澤委員 はい議長。

議長 はい。6番

小澤委員 申し訳ないんですが事務局の方に、追加とか変更の資料があるんですが、どこが違っているのかを、説明の中に織り込んでいただければと思います。以上です。

議長 事務局お願いいたします。

事務局 はい。申し訳ありませんでした。議案1号の追加差し替え資料についての説明が漏れておりましたので申し訳ありません。追加差し替え資料の②の説明を今してもよろしいでしょうか。1-14ページの差し替えになります。こちらは先に提出していただいたものに土管のサイズを追記していただいております。土管のサイズを追記するようにと現場で指導があったためにそちらを追記しております。続いて1-14②～④なんですが、こちらは今回の申請地から南側の畑に対して排水をすることについて承諾書を得るよということ、こちらにも指導がありましたので、所有者と〇〇〇の承諾書になっております。説明が漏れていまして申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

事務局 説明いたします。

(議案書にて説明)

本件も〇〇〇が関わる営農型発電設備の設置に係る申請です。

申請地の位置については差し替えでお配りした4-53ページをご覧ください。

図面中央の赤で示されている箇所、農地の種類は農用地区域内農地です。

4-55 ページに土地利用計画図、4-56 ページに植栽計画図がありますが、パネルの下でヒサカキを栽培する計画となっております。

一般基準の資力についての確認は、すべての農地転用の案件について、事務局で残高証明書等を提出いただき問題ないことを確認しておりますので、説

明を省略させていただきます。

当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、4-74 ページから設備の保守に関する契約書、4-78 ページが確約書、4-79 ページからが調整状況報告書、4-84 ページが当該地での収支計画書となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

木村推進委員

幾世橋担当木村です。11月14日、会長、中野委員、山本委員、事務局、行政書士の〇〇さん、〇〇〇の〇〇さんと現地調査を行いました。まずはですね、15日電話で聞き取り調査を行ってますのでそちらの方から先に話をいたします。〇〇さんは現在千葉市の方にお住まいで、長男の方も会社勤めをしているということで、営農をする人がいなくて困っていたということであり、土地の有効利用をしていただくなればありがたいということでありました。〇〇〇さんにも同じ日に確認しております。担当者の〇〇さんと話をしました。今回は〇〇〇さんの方から土地の提供をお申し出しております、地域の遊休地の貢献をしたいということで、ヒサカキの管理は二日に一回の水やり、適度な除草と一般的な農業の管理と同じくやっていくということでもあります。〇〇〇さん、担当者さんとお話をしました。管理は全て〇〇〇さんと〇〇〇さんに全て依頼しているということでこれから契約をするそうです。次にですね、14日の現地調査の件ですけれども、始めに行政書士の〇〇〇さんから説明がありました。しかしですね、いろいろ指摘事項というものがありまして、事業計画内しか除草がされておらずに、申請地の確認ができないなど4点ほどの指摘事項がその場でありまして改善要請をいたしました。それで20日までに改善を行ったということで、今日の午前中にですね、会長、中野委員、山本委員、行政書士の〇〇さん、事務局、〇〇〇の担当者さんと確認をしてきました。38-1の土地なんですけど、これら全てを除草されておりまして境界も分かるようになっておりました。今後ですね、排水対策をしっかりとすること、38-1は〇〇〇さんで全てお借りして管理すること、隣も隣の土地の〇〇さんの土地なんですけれども、復興組合で管理するというので、境界をはっきりすること、地元の人とコミュニケーションをとりながらやっていくことを要望いたしました。特に問題はないと思いますのでご審議よろしくお願いたします。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

中野委員

9番中野です。今地元調査員の言ったとおりですけれども、ちょっと気になるのが4-79~82ページまでの地元からの意見がある中で、景観が悪いよとか、周りを草刈ってもらいたいというような要望があることをちょっと申し添えたいなど。別な部分については後で申しますけど、地元の方のことを十分に配慮しながらやっていただきたいと思います。以上です。

議長

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

始めに、議案第1号2番についてですが、先ほどの1号1番と同様に使用貸借権の設定期間を3年間とすることが妥当と考えますが、賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第1号2番については権利設定の期間を3年とすることで承認を与えます。

つづきまして、議案第2号2番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第2号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第3号2番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第3号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定3番及び議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定3番並びに議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定 3番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書にて説明)

本件も〇〇〇が関わる営農型発電設備の設置に係る申請です。

申請地の位置について4-93ページをご覧ください。図面中央の赤で示されている箇所、農地の種類は農用地区域内農地です。

土地利用計画図については本日差し替えでお配りしております資料をご覧ください。排水については地下浸透という計画でしたが、現地調査の際に指摘があり、排水路を掘り既存の水路へ排出する計画へ変更になっております。パネルの下で栽培する作物についてはヒサカキです。

当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、4-112ページから設備の保守に関する契約書、4-116ページが確約書、4-117ページが調整状況報告書、4-122ページが当該地での収支計画書となっております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

木村推進委員

幾世橋担当の木村です。この件につきましても14日に、会長、中野委員、山本委員、事務局と現場確認をしてまいりました。15日に確認しました。聞き取り調査の方から話したいと思います。〇〇さんは現在浦尻の自宅に住んでいるということでした。営農的には自宅周りの畑でネギ等を小さく作っております、他の土地までには営農はできないということで太陽光をやることにしたということでした。〇〇〇の担当者〇〇さんですが、前件と同じく道路わきの条件の良いところで、〇〇〇さんの方から土地の提供を申し出て、ヒサカキの栽培を、適切な水やり、適度な除草を行い維持管理をしていくと

いうことでありました。〇〇〇さんの方は〇〇〇さんと〇〇〇さんに全て管理の方は任せるということでありました。次に、現場確認についてですが、前件と同じく行政書士〇〇さんより説明がありました。しかしですね、東側の〇〇の〇ですけれども、境界の石杭と合わないとか、道路を利用している人への事業の説明をしているのか、排水対策や苗のことについて営農計画を修正してくださいということ。反対している人への適切な対応をくださいと9項目指摘をいたしまして、その場は改善依頼をしたということです。19日までに座標点を修正しておりまして、改善が見られたということで問題ないと思いますので審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

中野委員 9番中野です。地元推進委員の説明のとおりです。4-119ページにありますように、予定地のすぐ南側の農家の方から、現在は住んでないが反対だという言葉が出ているということで、ここもやはりソーラー会社としてちゃんと了解を得てもらわないといけないよということでお話はしてありますけど、今日現在でも了解は得ていないという状況です。近隣からあまり苦情の出ない方法でやってもらわないといけないなと考えます。以上です。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。  
始めに、議案第1号3番についてですが、1号2番までと同様に使用貸借権の設定期間を3年間とすることが妥当と考えますが、賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)  
起立多数であります。よって議案第1号3番については権利設定の期間を3年とすることで承認を与えます。  
つづきまして、議案第2号3番に賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)  
起立多数であります。よって議案第2号3番に原案のとおり承認を与えます。  
つづきまして、議案第4号3番に賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)  
起立多数であります。よって議案第4号3番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定4番及び議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定4番並びに議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定 4番について事務局の説明を求めます

事務局 説明いたします。

(議案書にて説明)

本件も〇〇〇が関わる営農型発電設備の設置に係る申請です。申請地の位置について 4-131 ページをご覧ください。図面中央の赤で示されている箇所、農地の種類は農用地区域内農地です。4-133 ページに土地利用計画図がありますが、パネルの下でヒサカキを栽培する計画となっております。当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、4-152 ページから設備の保守に関する契約書、4-156 ページが確約書、4-157 から調整状況報告書、4-163 ページが当該地での収支計画書となっております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

桑原推進委員 大堀地区担当の桑原です。設定人の〇〇さんには 11 月 11 日電話で確認をいたしました。太陽光発電について申請していますとのことでした。理由を尋ねたところ土地が荒れるのを防ぎたいというのと、エネルギー問題にも貢献したいとの返答がありました。この土地については、以前より、お父さんから太陽光をしたいんだという話を聞いておりました。復興組合員としては令和 3 年度から特任事業から外しております。被設定人の〇〇〇担当の〇〇さんの方には 11 月 11 日電話にて確認いたしました。電話を掛けたところ〇〇〇の女性の方が出たので間違えて掛けたのかと思い確認しましたところ、〇〇さんもここに所属していると。どういう立場で所属しているのですかと聞いたら、兼任していますということで、〇〇〇では担当何しているのですかと確認したところ、苗の仕入れと製品の卸を主に担当しておりますという返答でした。なお今回の申請内容については、申請書のとおりですということでも 11 月 11 日電話にて確認いたしました。申請しています。申請書のとおりですということだったんですけど、細かい点については全て〇〇〇さんにお任せしていますとの返答をいただきました。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

山本委員 3 番山本です。ただいま桑原推進委員の説明のとおりです。敢えて一言付け加えるのであれば、雨水が隣の畑に直接流れるようなことになっていたので、隣の畑に直接流れないように対策をしてくださいとだけ要望しました。何もないと思いますけどよろしくお願いいたします

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。  
始めに、議案第 1 号 4 番についてですが、1 号 3 番までと同様に使用貸借権の設定期間を 3 年間とすることが妥当と考えますが、賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 1 号 4 番については権利設定の期間を 3 年とすることで承認を与えます。

つづきまして、議案第 2 号 4 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 2 号 4 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 4 号 4 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 4 号 4 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定 5 番に関しまして、議案第 1 号及び第 4 号の他に議案第 3 号 1 番が関連しておりますので、一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは一括審議といたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定 5 番、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定 5 番、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 地役権設定 1 番及び議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定 5 番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書にて説明)

本件も〇〇〇が関わる営農型発電設備の設置に係る申請です。

申請地の位置について 4-172 ページをご覧ください。図面中央の赤で示されている箇所が営農型発電設備の設置用地、青で示されている筆がそこへの進入路とするための通行地役権設定の申請地となっております。農地の種類は第 2 種農地です。

4-174 ページに土地利用計画図がありますが、パネルの下でヒサカキを栽培する計画となっております。パネルを設置する南側の 120 番の土地に進入路が記載されていますが、こちらが通行地役権の設定を申請している 170 m<sup>2</sup>になります。

当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、4-188 ページから設備の保守に関する契約書、4-192 ページが確約書、4-193 から調整状況報告書、4-196 ページが当該地での収支計画書となっております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員をお願いします。

事務局

緒形推進委員ですが本日発熱により欠席となります。聞き取り内容につきまして緒形推進委員からお預かりしておりますので代読させていただきます。設定人の〇〇氏に 11 月 17 日金曜日に電話で聞き取りを行いました。高齢になり管理が厳しく、親族等で引き継ぐ方もいないため太陽光発電設備を設置したいという理由だそうです。〇〇〇担当の〇〇さんに聞き取りを行ってお

ります。申請理由は太陽光発電設置。周辺とのトラブルについては申請地以外で農地利用は行わず、周辺農家、地区の組合と連携をして事業を行っていくということを確認したそうです。管理につきましては、雨水については自然浸透が基本となりますが、指摘があったとおりに対応するという事だそうです。草刈り、除草剤等を使用し管理をしていくと。周辺農地に影響があった場合は責任をもって対処しますということです。〇〇〇につきましては担当者に確認を取り、〇〇〇の方に依頼しているということで説明があったということです。緒形委員からお預かりしたのは以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

山本委員 3番山本です。発言は今事務局からあったとおりで何も問題はないかと思えます。先ほど変更の件もありましたが、4-177 ページと差し替えのページを見てみると良く分かると思うんですが、会長とわたくし、中野委員から後々の農地の利用がしにくいような状況が出ているのがこの頃多かったので、指摘して、なかなか残地になる農地があと使えるような指導ということで、今回強くいっていただければ良かったのかなと思います。現地調査する皆様も、やはり残地で残ったところも、良いような形で残るようなことでこれからやっていけば相手方もうまく対応してくれると思いますので、重ねてお願い申し上げて、今回は何もありません。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。  
始めに、議案第1号5番についてですが、1号4番までと同様に使用貸借権の設定期間を3年間とすることが妥当と考えますが、賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)  
起立多数であります。よって議案第1号5番については権利設定の期間を3年とすることで承認を与えます。  
つづきまして、議案第2号5番に賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)  
起立多数であります。よって議案第2号5番に原案のとおり承認を与えます。  
つづきまして、議案第4号5番に賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)  
起立多数であります。よって議案第4号5番に原案のとおり承認を与えます。  
つづきまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定 6番及び議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定 6番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。

(議案書にて説明)

本件も〇〇〇が関わる営農型発電設備の設置に係る申請ですが、こちらは当委員会において6月定例会で一度承認したものとなります。承認後、福島県へ許可相当と意見を付して進達しましたが、当該事業者の営農状況が適切でなかったことから差し戻しとなりました。5条の一時転用の申請が差し戻しとなったため、空中部分の地上権設定についてもあわせて申請の取り下げの手続きを行ったものです。10月中旬に〇〇〇の営農状況の改善が確認され、福島県が審査を再開することとしたため、地上権設定と一時転用の申請が改めてありました。

申請地の位置について4-205ページをご覧ください。図面中央の赤で示されている箇所、山麓線東側の一団の農地と接続していますので農地の種類は第1種農地です。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

地元推進委員の聞き取り調査及び現地調査については、申請内容が先に承認したものと変更ありませんので、省略しております。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

始めに、議案第2号6番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第2号6番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第5号6番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第5号6番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定7番及び議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定 7番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書ページにて説明)

本件も〇〇〇が関わる営農型発電設備の設置に係る申請であり、議案4号6番と同様に福島県から差し戻しとなったものです。

申請地の位置について4-246ページをご覧ください。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

地元推進委員の聞き取り調査及び現地調査については、申請内容が先に承認したものと変更ありませんので、省略しております。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。  
始めに、議案第2号7番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第2号7番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第4号7番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第4号7番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転1番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書にて説明)

申請地の位置について、5-9 ページをご覧ください。申請地はページ中央の赤で塗りつぶされている箇所です。

農地の種類としましては都市計画用途地域内ですので第3種農地となります。

土地利用計画図は5-11 ページです。

当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、5-35 ページから設備の保守に関する契約書、5-41 ページが確約書、5-42 ページからが調整状況報告書となっております。

本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない案件ですので、委員会で承認された場合は意見を付して福島県へ進達いたします。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

事務局

はい。緒形推進委員が欠席となりましたので聞き取り内容をお預かりしております。譲渡人の〇〇さんに11月17日金曜日に聞き取りを行いました。高齢になり管理も難しく親族等で営農をされる方もいないので太陽光発電設備を検討したということです。請け人の〇〇〇の〇〇さんに確認を同じ日に取っております。申請理由は太陽光発電設備の設置で〇〇〇の紹介によるものということです。周辺とのトラブルについては、周辺の農家と協調してやっていただきたいということで、〇〇〇の方に依頼しているということでした。〇〇〇への聞き取り内容は以上となります。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

山本委員

3番山本です。会長、わたくし、中野委員と11月14日と本日の2回現地調査をしました。内容は、書類というよりは、相手方の対応の不備さがあって、申請者が来ないということで11月14日は変更になりました。本日は申請者の代理の代理ということで委任状をもらって現地は確認したんですが、話を聞いたところ行政書士さんがもともと遠いので書類は書くけれども現地には全然来る予定はないというようなことで、法律上はよろしいみたいなので

すが、農業委員会としては現地に初めから来られないような方が、毎回申請をされるのはちょっと困るのではないのかなというような指摘はしておきました。現地の確認はその後したんですけれども、そこだけちょっと問題なのかなと思って今回指摘させていただきました。以上です。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。6番。

小澤委員 土地の売買関係で何か事務局等々で聞いているのであれば教えていただければと思います。〇〇〇で先に買い受けて直ぐに売却するというふうなところで何か確認されているのであればお示してください。

事務局 今回契約書は二つに分かれておりまして、〇〇氏から〇〇〇へ直接ではなく、間に一旦〇〇〇が入っているかたちでの売買になっております。理由としては、〇〇氏は手放したいという希望があって、先ずは〇〇〇が買い受けて、〇〇〇がその後オーナー、買っていただける方、購入していただける方を探したということで、先ずは所有者さんが手放したいという希望があったことからこういうかたちになっているそうです。この直接の売買でないものに関して5条の申請がこれでいいのかというのも県には確認を取りまして、最終的にそういうふうになっているのであれば、やり方的には問題はないという回答は得ております。以上となります。

議長 その他にありますか。よろしいですか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。  
議案第5号1番に賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)  
起立多数であります。よって議案第5号1番に原案のとおり承認を与えます。  
つづきまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 2番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。  
(議案書にて説明)  
申請地の位置について、6-90 ページをご覧ください。申請地は先ほどの〇〇〇番の50メートルほど東側の田んぼです。  
農地の種類としましては都市計画用途地域内ですので第3種農地となります。  
当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、5-65 ページから設備の保守に関する契約書、5-71 ページが確約書、5-72 ページからが調整状況報告書となっております。  
本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない案件ですので、委員会で承認された場合は意見を付して福島県へ進達いたします。  
説明は以上となります。よろしく願いいたします。

- 議長 つづきまして、地元推進委員の説明ですが、地元推進委員が体調不良で事務局に説明資料がありますので、先に事務局に説明をさせていただいてから現地調査委員の説明をお願いします。それでは事務局より、地元推進委員の代理説明をお願いします。
- 事務局 緒形推進委員よりお預かりしております。申請人につきましては先ほどの案件と同じですので内容についても同じです。以上となります。
- 議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。
- 山本委員 3番山本です。これも申請者、先ほどと同じ案件です。事務局の説明のとおりですのでよろしく審議お願いいたします。
- 議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。  
議案第5号2番に賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)  
起立多数であります。よって議案第5号2番に原案のとおり承認を与えます。  
つづきまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定 1番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 説明いたします。  
(議案書にて説明)  
申請地の位置について、6-9 ページをご覧ください。申請地は赤で塗りつぶされている箇所です。  
農地の種類としましては周辺を宅地や山林に囲まれており、小集団の生産性の低い農地ですので、農地の種類は第2種農地と考えられます。  
(土地利用計画図は差し替え)  
当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、6-34 ページから設備の保守に関する契約書、6-37 ページが確約書、6-38 ページから調整状況報告書となっております。  
本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない案件ですので、委員会で承認された場合は意見を付して福島県へ進達いたします。  
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。
- 議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。
- 田中推進委員 酒田担当田中です。11月13日に〇〇〇の代表取締役の〇〇様に電話にて確認が取れました。今回の許可申請を提出された分に間違いがないかということを確認を取りまして、間違いがないという回答を得ております。期間が30年になっていきますが30年を過ぎたらどうするというのは、今まだそこまでは決められていないということで、今後そのへんは検討をして決めていくと

いう回答を得ています。同じ日に〇〇さんにも電話にて確認を取りまして、〇〇〇と許可申請の提出をされているかどうかの確認を取って、間違いなく申請をしていますということで確認を取りました。〇〇さんのところは、やはり畑は結構大きかったですけれども、後継者がいないということで今回も出されまして、〇〇さん4回目かな。あと少し残ってますけれども、全てソーラーに貸し出すということで決まっているそうです。以上です。よろしくをお願いします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

中野委員 9番中野です。今月14日、事務局、委員長、地元ということで確認をしてきました。排水の件が出たように、土側溝で排水枒を設ける。排水枒にふた掛けないそうで指摘をしております。周りはフェンスで囲まれますけれども、やはりということを考えますとそれぐらいの配慮は必要だろうという話はしております。ただこの地域、西側がパネルがいっぱい。西側に道路を挟んで住宅がある。その住宅の一部にパネルがあるという地域なので、極端に言えばメガソーラーに近いような状況になっております。私としては余り好ましくないなと思えますけれども。ご審議よろしくをお願いします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第6号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第6号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定 2番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。

(議案書にて説明)

申請地の位置について、6-49ページをご覧ください。申請地は先ほどの116-24の北側の筆です。農地の種類としましては同様に第2種農地と考えられます。

(土地利用計画図は差し替え)

当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、6-66ページから設備の保守に関する契約書、6-69ページが確約書、6-70ページからが調整状況報告書となっております。

本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない案件ですので、委員会で承認された場合は意見を付して福島県へ進達いたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

田中推進委員 酒田地区担当田中です。6月13日、〇〇〇代表取締役〇〇様と電話にて内容

の確認をいたしました。許可申請が出されているかの件に関しては、間違いなく許可申請を出しましたという答えを受けています。ソーラーの利用期間ですね、こちらの方も同じくやはり 30 年という長い期間ですので、今のところはまだ決めていないと、あと決まり次第〇〇〇さんと話をし、〇〇さんの方にもお伝えしますという話を受けています。〇〇さんとも 6 月 13 日に電話にて確認をしまして、間違いなく〇〇さんとの許可申請を出したことを、間違いがないということを受けています。以上です。よろしくお願ひします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

中野委員 9 番中野です。これも同じく、今月 14 日、事務局、現地委員さんと見てまいりました。先ほどの案件の内容。土側溝周辺がフェンス。隣のソーラーもフェンスで、フェンスとフェンスの間に土側溝が南北にと赤い線が表示されているとおりでございます。ただ、草刈りするにもフェンス間が狭いなという感じはします。当然、南側から入ったところには電柱が立っていると。機械等を入れるには大変な状況だなという感じはします。あと書類上の不備はないと思いますのでご審議の程よろしくお願ひします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。  
議案第 6 号 2 番に賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)  
起立多数であります。よって議案第 6 号 2 番に原案のとおり承認を与えます。  
以上で、本日上程されたすべての議事が終了いたしました。

以上で本日の定例会を終了といたします。

それでは、11 月定例会を散会といたします。お疲れ様でした。

令和 5 年 11 月 20 日

開始時刻 午後 1 時 30 分

終了時刻 午後 3 時 15 分

議長

8 番

9 番